

近畿厚生局麻薬取締部捜査第二課

標準文書保存期間基準

令和7年11月1日改正

文書管理者：捜査第二課長

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	文書管理規則の別表 第2の該当事項・業務の区分	保存期間終了時の措置	
その他の事項										
22	文書の管理に関する事項	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書（三十の項）	総務関係	文書管理	行政文書ファイル管理簿	常用	2(1)①22	廃棄	
						標準保存期間基準	常用	2(1)①22		
			②取得した文書の管理を行うための帳簿（三十一の項）			受付簿	5年	2(1)①22		
			③決裁文書の管理を行うための帳簿（三十二の項）			決裁簿	30年	2(1)①22		
			⑤行政文書ファイル等の類型及び廃棄時期が記録された帳簿			○年度廃棄の記録	5年	2(1)①22		
23	統計調査に関する事項	薬物中毒対策業務に関する統計及び調査の調整並びに統計資料の整理及び総合的な解析に関すること	薬物中毒対策業務に関する統計及び調査の調整並びに統計資料の整理及び総合的な解析の基礎となった基本方針 薬物中毒対策業務に関する統計及び調査の調整並びに統計資料の整理及び総合的な解析に関する文書	薬物相談受理状況	統計	薬物相談受理状況	○年度薬物相談受理状況報告	5年	2(1)①23	廃棄
				麻薬中毒者届出通報状況 ・観察指導・解除状況	中毒	麻薬中毒者届出通報状況表 観察指導解除状況表	○年麻薬中毒者届出・通報状況表 ○年観察指導及び観察指導解除状況表	5年	2(1)①23	廃棄
			調査票情報の提供	調査票情報の利用（委託による統計作成等を含む）・提供のために期限の定めなく保存し続ける必要のある行政文書	麻薬中毒等調査表	中毒	麻薬中毒者処理関係	○年度麻薬中毒者処理関係	5年	2(1)①23
		上記各号に該当しない事項								
25	所管する業務に係る関係機関等との会議及び連絡調整に関する事項	会議の開催及び連絡調整に関する重要な経緯	関係機関等との会議に関する資料	・会議資料 ・出席者名簿	会議	麻薬中毒対策連絡会議・再乱用防止対策講習会	○年度麻薬中毒対策連絡会議・再乱用防止対策講習会	5年		廃棄
26	その他所管する業務に係る調査等に関する事項	その他所管する業務に係る調査等に関すること	中毒者対策業務に係る調査等に関する文書	・麻薬中毒者実態調査 ・麻薬中毒者診断届 ・観察指導区分	中毒	・麻薬中毒者実態調査表 ・麻薬中毒者診断届 ・麻薬中毒者診断届 ・観察指導区分	○年麻薬中毒者実態調査表 ○年度麻薬中毒者診断届 ○年度観察指導区分	5年	2(1)①23	廃棄